

ワイヤレス風速・温度計 ISA-101型



品目コード	080280-101
型式	ISA-101
測定対象	風速(清浄な空気流)・温度
測定範囲	風速:0.01~30m/s 温度:-20~70℃
測定精度	風速:±指示値の2%または0.05m/sの大きい方 温度:±0.5℃
機能	Bluetooth通信、ケーブル通信
動作環境	プローブ:-20~70℃ 表示ユニット:5~40℃
電源	プローブ:単3乾電池×2本、AC/DC(市販品) 表示ユニット:単3乾電池×2本、AC(市販品)
連続使用時間	プローブ:約20時間 表示ユニット:約50時間
寸法	プローブ:25×38.5×148mm 表示ユニット:62×23.5×100mm
質量	プローブ:150g 表示ユニット:125g(電池含)
付属品	キャリングケース、乾電池、接続ケーブル、固定金具、プローブカバー
価格¥	98,000

風速計 ISA-700型



品目コード	080280-7002
型式	ISA-700
測定対象	風速(清浄な空気流)
測定範囲	0.05~10.00m/s
測定精度	±(指示値の5%+0.1m/s)±1digit 校正時 指示値の±0.4%/℃以内
動作環境	5~50℃
表示機能	・60秒平均・表示値ホールド・電池残量
電源	単4乾電池4本、ACアダプター(オプション)
連続使用時間	風速約0.5m/sで5時間以上(単4乾電池使用時)
寸法	本体:76×27×135mm センサー:φ12、長60mm
質量	約210g(電池含む)
付属品	単4乾電池 4本
価格¥	70,000

スモークテスター



品目コード	080270-02
構成	発煙管 10本 ゴム球 1コ
寸法	155(W)×95(D)×170(H)mm
質量	約0.5kg
価格¥	6,400

デジタル粉じん計 LD-5R型



品目コード	080000-73
型式	LD-5R
測定原理	光散乱方式
測定感度	1CPM=0.001mg/m³(標準粒子に対して)
測定範囲	0.001~10.000mg/m³(標準粒子に対して)
測定精度	±10%(標準粒子に対して)
出力・通信	■無電圧パルス出力 ■電圧出力 ■USB専用通信ソフト(オプション)
電源	■単3乾電池×6本 使用動作時間 約10時間 ■ACアダプター:AC100V 50/60Hz
寸法・質量	184(W)×68(D)×109.5(H)mm 約1.1kg(電池を含む)
付属品	ACアダプター、単3乾電池×6本、 肩掛ベルト、フィルター
価格¥	320,000

※作業環境測定でお使いの場合は、本製品と併せて日測協新品校正費用
(品目コード:080000-7219)をお求めください。

※通信ソフト(オプション)動作可能OS:Windows 8.1/10

PID式TVOC濃度計 TIGER



品目コード	080600-106
型式	TIGER
検知原理	光イオン化検出器(PID)
検知範囲	0~20,000ppm(フルスケール) ※検知対象ガスによる
検知方式	吸引式
保護等級	IP65相当
各種認証	ATEX IECEx CE
電源	リチウムイオン電池パック又はアルカリ電池パック
連続使用時間	【標準】リチウムイオン電池パック:約24時間 【オプション】アルカリ電池パック:約8.5時間
寸法・質量	約370(W)×91.4(H)×61(D)mm (プローブは除く) 約750g(本体のみ)
価格¥	850,000

※防爆に関しましては当社WEBサイトをご参照ください。

●このカタログに掲載の価格および仕様、外観は2021年6月現在のものです。●製品改良のため、仕様および外観が予告なく変更されることがありますので、ご了承ください。●カタログの色と実際の製品の色とは、多少異なる場合があります。●本カタログに記載の価格には消費税は含まれておりません。●ご使用前に、必ず取扱説明書をお読みください。

SIBATA 製品のご用命は…



理研計器株式会社

本社: 〒174-8744 東京都板橋区小豆沢 2-7-6

Tel. (03) 3966-1111 (代) Fax. (03) 3558-0043 (代)

ホームページ: <http://www.rikenkeiki.co.jp/>



SIBATA SCIENTIFIC TECHNOLOGY LTD.

柴田科学株式会社

本社: 〒110-0008 東京都台東区池之端 2-6-6

東京営業所 ☎03-3822-2111 福岡営業所 ☎092-433-1207

大阪営業所 ☎06-6362-7321 仙台営業所 ☎022-207-3750

名古屋営業所 ☎052-263-9310 マーケティング課 ☎048-933-1574

<https://www.sibata.co.jp/>

カスタマーサポートセンター(製品の技術的サポート専用)
☎0120-228-766 FAX: 048-933-1590

210601R075

健康増進法における 受動喫煙防止対策

たばこの煙や臭い、漏れていませんか?
～対応機器のご紹介～



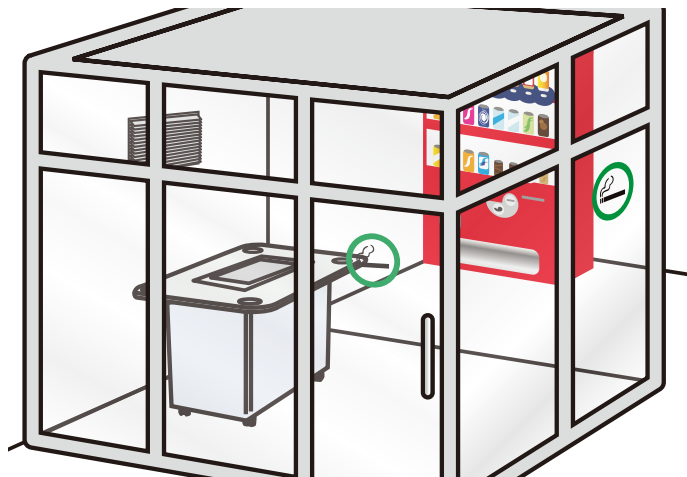
平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、令和2年4月1日より全面施行されています。健康増進法施行規則等の一部を改正する省令においては、喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出防止にかかる技術的基準が定められています。

喫煙専用室等については、「喫煙専用室内のたばこの煙を効果的に屋外へ排出するため、また、出入口から非喫煙区域にたばこの煙が流出することを防ぐため、その設置場所及び施設構造を考慮する必要があること」とされており、その効果確認として喫煙専用室等に向かう気流の測定や、必要に応じて浮遊粉じん濃度、総揮発性有機化合物(TVOC)濃度の測定が行われています。



屋外排気装置あり(たばこの煙の流出防止にかかる技術的基準)

喫煙専用室等の施設構造については、喫煙専用室内のたばこの煙を効果的に屋外へ排出する等の目的で、屋外排気装置の設置が求められています。屋外排気装置付き喫煙ブースについては次の機能が求められています。



屋外排気装置付き喫煙ブースに求められる機能

- ①屋外排気装置等を稼働させた状態において、扉を開放した際の開口面において喫煙専用室内に向かう気流0.2m/s以上が確保されていること

※屋外排気装置とは
換気扇、天井扇、ラインファン、遠心ファンなど、
喫煙専用室内の空気を屋外に排気する装置のこと

測定頻度

速やかに測定

受動喫煙対策を変更した場合(新規で講じる場合を含む)

定期的に測定
(概ね3ヶ月以内に1回)

対策の効果を検証するため、四季による気温の変化や空調設備の稼働状況を考慮した測定

1年以内に1回以上

定期的な測定の結果、良好な状態が1年以上継続し、かつ、当該区域のたばこ煙濃度に大きな影響を与える事象(自然現象含む)がない場合

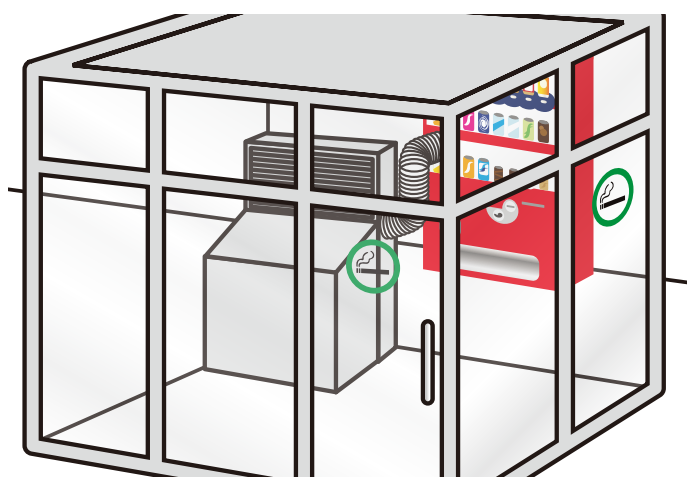
随時測定

従業員や施設の利用者から希望があった場合など

※測定結果の記録は3年間保存することが望ましい。

屋外排気装置なし(たばこ煙の流出防止にかかる技術的基準について一定の経過措置)

「施行時点で既に存在している建築物等であって、管理権限者の責めに帰することができない事由によって、喫煙専用室の屋外排気が困難な場合にあっては、たばこの煙の流出を防止するための技術的基準に一定の経過措置が設けられていること。この場合、次に掲げる要件を満たす機能を有した脱煙機能付き喫煙ブースを設置すること。」とされています。



脱煙機能付き喫煙ブースに求められる機能

- ①扉を開放した状態の開口面において喫煙専用室に向かう気流が0.2m/s以上が確保されていること

- ②総揮発性有機化合物(TVOC)の除去率が95%以上であること

- ③当該装置により浄化され、室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が0.015mg/m³以下であること

測定頻度

速やかに測定

脱煙機能付き喫煙ブースを新規に設置した場合、又は変更した場合

定期的に測定
(概ね3ヶ月以内に1回)

脱煙機能付き喫煙ブースの設置直後の測定後から実施

1年以内に1回以上

脱煙装置の性能低下(基準値付近となった場合)

随時測定

フィルター等を交換した場合、性能を確認する測定を実施

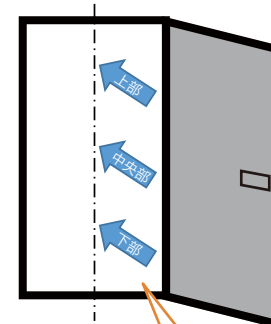
※測定結果の記録は3年間保存することが望ましい。

測定場所や測定方法

推奨機器

喫煙専用室等に向かう気流

測定機器:JIS T8202に準拠した一般用風速計を用いることが望ましい。
測定点:開口面中央の上部、中央部及び下部の3点とすること。



すべて0.2m/sを超えていること!

- ※1測定当たりの測定は複数回行うこと。
- ※喫煙専用室等と非喫煙区域の境界の開口面で、扉等を完全に開放して測定する。
- ※のれん、カーテン等を設置し、開口面を狭くする工夫をしている場合、のれんやカーテン等で覆われていない開口面中央の上部、中央部及び下部の3点を測定する。
- ※測定時にスモークテスターや線香で風向きを確認することが望ましい。

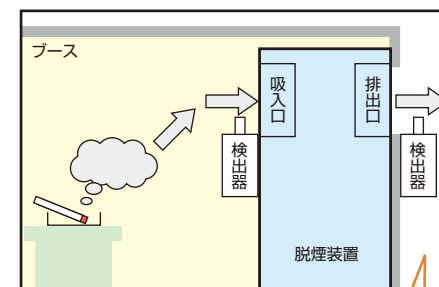


スモークテスター



総揮発性有機化合物(TVOC)濃度

測定機器:分解能1ppb以上を有する携帯型揮発性有機化合物モニターを使用すること。
測定点:脱煙装置の吸入口付近及び排出口付近
測定時間:1測定点において10分以上とすること。



除去率95%を超えていること

- ※測定時間が10分の場合:1分間隔で10個の測定結果をとり、その算術平均値の値を測定結果とする。各測定点における測定時間は同一とすること。
- ※喫煙専用室等における定員2倍量の着火したたばこから副流煙を発生させて、吸入口及び排出口で測定する。たばこが燃え尽きる前に交換し、喫煙専用室等の定員2倍量の着火したたばこの本数を維持すること。
- ※バックグラウンド値として、たばこに火をつける前の吸入口付近及び排出口付近においても測定する。

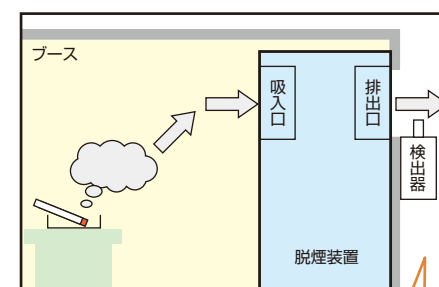
$$\text{除去率} = \left(1 - \frac{\text{排出口濃度} - \text{排出口バックグラウンド濃度}}{\text{吸入口濃度} - \text{吸入口バックグラウンド濃度}} \right) \times 100$$

TVOC計



浮遊粉じん濃度

測定機器:公的機関により較正された相対濃度計(デジタル粉じん計)を用いること。
測定点:脱煙装置の排出口付近
測定時間:排出口において10分以上とすること。



排出口濃度で0.015mg/m³以下

- ※排出口における排気の気流の向きに注意して、粉じん計を設置すること。
- ※喫煙専用室等における定員2倍量の着火したたばこから副流煙を発生させて、吸入口及び排出口で測定する。たばこが燃え尽きる前に交換し、喫煙専用室等の定員2倍量の着火したたばこの本数を維持すること。

質量濃度変換係数(K値):デジタル粉じん計 LD-5R型の場合
 $1.2 \times 10^{-3} \text{mg/m}^3/\text{cpm}$ (副流煙)

粉じん計

